



HAPPY NEW YEAR!

ドローン登録義務化事前申請始まる

12月20日から
受け付け開始

令和2年6月に改正された航空法に基づき登録制度が施行されます。この法改正によって、令和4年6月20日以降、無人航空機の登録が義務化され、登録されていない無人航空機を飛行させることはできなくなります。事前登録期間として令和3年12月20日より受付が開始されたところですが、登録方法と当社の対応をご紹介します(図は国交省ポータルサイト)。

飛行許可申請とは違います 航空法による飛行許可申請は、「飛ばしてはいけない場所」「飛行してはいけない飛行方法」について許可を取るものですので、今回の「登録の義務化」とは異なります。飛ばしても良い場所や方法であっても、100g以上のドローンは登録が必要になるのが今回の「登録の義務化」です。



6月以降はリモートIDが必要 リモートIDは現在国内でも開発中の無人航空機の登録記号を遠隔から識別するための機能で、内蔵型と外付型の2タイプのいずれかを搭載する義務があります。経過措置のため6月19日までの初回申請まではリモートIDは必須ではないため、できるだけこの期間までに登録申請をしたほうが良いかと思えます。また、現在のP30には外付けのリモートIDをつけることになると思われますが、TEAD社が発表した

大きさは
このくらい
(TEAD社)
40mm×
30mm×
14mm

リモートIDの量産化は? リモートIDについて発表されている会社はほとんどなく、6月20日以降に間に合うのか、値段もわからないのが現状です。TEAD社でも、販売開始が5月を予定しているようですが、電波法の技適も取得済みではなく、リモートIDの運用が可能なかどうか見通しが立ちません。

登録の手順と料金

登録はオンラインまたは書類にて行うことになります。個人番号(マイナンバー)カード(法人はgBizID)の場合900円、それ以外を使ったオンライン申請で1,450円、紙で申請の場合は2,400円となります。



gBizID??

gBizID(以下、ID)は、法人・個人事業主向け共通認証システムです。IDを取得すると行政サービスにログインできます。アカウントは最初に1つ取得するだけで、有効期限はありません。(令和3年8月現在) 補助金や申請等にリモートで利用できるIDですが、初回登録の際には印鑑証明書(法務局で450円)が必要となります。なお、ドローン登録に必要なIDは「gBizプライム」となります。3年に1度ドローン登録を更新しなければならないこと、今後オンライン申請が多くなることも予想されますので、最初は面倒だとは思いますが、gBizIDを活用してみたいかがでしょうか。



当社の対応

当社よりお求めのお客様は、XAG社の方針や各種情報が次ページご連絡致します。本人確認が必要なため、お客様ご本人のお手続きが必要になる可能性があります。

通信用SIMカードなら R ロケットモバイル XAG社の機器の操縦にはSIMカードが必要ですが、音声通話をするものとは違い、通信のみで十分です。ACS2の操縦に必要なSIMはXAG社では『ロケットモバイル D(docomo)プラン』が必須となっております。神プランは最も低速のプランで、高速プラン等の上位プランに変更可能です。お申し込み方法はWebやメールで完結するので、いちいち書類に押印したり発送したりする手間がかかりません。教習時に申し込み方法をお教えいたします。手ごろな価格のほか、法人の場合は口座振替も可能で請求書がWeb上で確認できて便利です。

*ロゴ等は株式会社IoTコンサルティングの商標。掲載にあたっては許諾を得ております。

手動でドローン P30 が動かせるようになりました

完全自動飛行ドローンで販売を行っている P30 ですが、“あえて”(?)完全『手動』の飛行もでき

るようになりました。

手動ですので、RTK 固定局の設置や移動局での測量が不要(AB モード時は必要)で、ドローンを飛ばしたいときにすぐできるという利点があります。

それを実現したのが『ACS2』というコントローラーです(写真左)。操作方法は「自動飛行」よりも熟練度が必要となります。広い場所は自動飛行、狭い場所は手動飛行と使い分けをするのも一つです。

また、P30 の縦用としても、RTK 移動局として使えます。また ACS2 に SIM カードを入れて使用すれば、一部の端末はインターネット接続できる PC (Android 端末) でも使えます。RTK 移動局も付いていますので ACS2 で測量が可能です。

ドローンレポートを

ご希望の方は

【無料】でお送り

いたします。

当社営業担当者または、
営業部025-211-8520
(平日8:30~17:30)、
e-mailは、sakamoto(at)
vitalgreen.co.jp まで宜しく
お願い致します(atは@。迷惑メ
ール防止のため変えています)。

ま行
同あ
乏作
よ

位置情報やルートを設定し

令

シヨ
み取
(撮
岡山
県)

ド
製
品
討

【XAG 社製品に関するお問い合わせは…】
当社営業担当者または、本社営業部025-211-8520(担当:坂元、平日8:30-17:30)、e-mailは、sakamoto@vitalgreen.co.jp まで宜しくお願い致します。